

鹿沼市事業継続応援金

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者の皆さんを対象に10万円の支援を行い、事業者の皆さんの事業継続を応援します。

給付額

1事業者あたり一律 **10万円**
※ 応援金の申請は、1事業者につき1回限りです。

受付期間

2020年6月1日（月）
～2021年1月15日（金）
（当日消印有効）

交付対象要件

市内に本社、本店等主たる事業所等を有しており、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が下記①～③いずれかの売上高に比べ**30%以上50%未満減少**した市内事業者

①対象月の前年同月の売上高

②前年の月平均売上高（個人事業者、または対象月の売上高の前年比を算出できない者）

③2020年1月～3月までの月平均売上高（創業後1年1か経過していない事業者）

※ 申請時点において国の「持続化給付金」の給付要件を満たす方は対象になりません。

※ 売上減少の要件、対象者についての詳細は裏面に記載しています。

申込方法

郵送 ※ 裏面の宛名ラベルをご利用ください

必要書類



必要書類	内容等
申請書	様式第1号の1
売上の状況を示した書類	売上高等計算書（様式第1号の2）及び対象月と2020年1月から申請月の前月まで各月の売上高のわかる資料
対象月の前年度の確定申告書類等の写し	法人：法人事業概況説明書（月別の売上が把握できる書類を含むもの） 個人：[青色]所得税申告書B第一表及び決算書控え [白色]所得税申告書B第一表 ※ 所得税の申告が必要ない方は、住民税の申告書及び収支内訳書の控え
事業所の所在地や事業内容等を記載した書類	法人：会社概要、登記事項証明書の写し等 個人：開業届の写し、パンフレット 等
本人確認書類（個人事業主の方のみ）	申請者の氏名・住所・生年月日が確認できる書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票のいずれか）
同意書兼宣誓書	様式第7号
請求書	様式第2号
申請者の振込口座が確認できる書類	預金通帳等の写し
提出書類一覧	様式第8号

※フリーランスの方については、事業による収入であることが証明できる書類が必要になります（契約書等）

※法人であれば本店登記、個人事業主であれば住民登録を鹿沼市外に行っている事業者のみ当該地域の納税証明書が必要になります。

交付対象者

1 中小法人等の場合

次のいずれの要件にも該当する者

- (1) 2020年4月1日時点において、次の①又は②のいずれかの要件に該当すること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の①又は②のいずれかの要件に該当する法人であること。
 - ①資本金の額又は出資の総額（基本金を有する法人にあつては基本金の額、一般財団法人にあつては当該法人に拠出されている財産の額とする。以下同じ。）が10億円未満であること。
 - ②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下であること。
- (2) 市内に本社または事業所を有すること。
- (3) 2020年3月以前から事業収入を得ており、市内において事業継続する意思を有すること。
- (4) 申請日時点において、国の「持続化給付金」の交付要件を満たさないもの。
- (5) 市税の滞納がないこと。

2 個人事業者等の場合

次のいずれの要件にも該当する者

- (1) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ①市内で事業を行っていること
 - ②市内に住民登録しているもの
- (2) 上記1の(3)から(5)までに該当する者であること。

●不給付要件 ※以下の要件に該当する方は対象外です。

- ・ 公共法人
- ・ 性風俗関連特殊営業等を行う者
- ・ 政治団体、宗教上の組織または団体
- ・ 暴力団、またはその密接関係者
- ・ 団体運営において市から補助金等を受けている者
- 等

感染拡大を防ぐため、郵送でのお申込みとなっております。ご了承ください。

切り取って宛名シートとしてご利用ください

〒 322-8601

鹿沼市今宮町1688-1

鹿沼市 経済部 産業振興課 行

鹿沼市事業継続応援金申請書類在中

お問合せ

鹿沼市 経済部

産業振興課 商工振興係

TEL 63-2182

よくあるお問い合わせ

Q. 国の「持続化給付金」と市の応援金どちらも申請できますか。

- ・市の応援金は、国の「持続化給付金」の要件である減少率が50%を満たさなかった事業者に対して、給付するものです。
- ・市の応援金の申請段階で国の「持続化給付金」の対象要件を満たしている場合は、市の応援金を申請することはできません。

Q. 申請書類はどこにありますか。

- ・鹿沼市のホームページからダウンロードできるほか、各コミュニティセンター、鹿沼商工会議所、栗野商工会にも申請書はおいてあります。

Q. 複数の事業所がある場合はどうなりますか。

- ・申請は法人または個人事業主単位で1回限りとなります。

Q. 売上高計算書（様式第1号の2）は対象月だけ記入すればいいのですか。

- ・国の「持続化給付金」に該当していないか確認するため、申請月以前のものすべてに記入してください。

※そのほか、多くいただくご質問と回答を、別紙「よくある質問」にまとめてありますのでご確認ください。

算定事例

≪減少率＝(1－(A÷B))×100≫

事例①個人事業主Aさん 平成6年2月創業 ※6月申請

令和元年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
【B】	50	50	40	60	50	60	70	50	60	50	50	50
令和2年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
【A】	40	40	40	40	50							

減少率				
1月	2月	3月	4月	5月
20%	20%	0%	33.3%	0%

⇒申請日時点において、国の「持続化給付金」の要件を満たしておらず
また、減少率が30%以上50%未滿の月があるため 交付“該当”

※その他要件を満たしていることが条件

事例②事業主Bさん 昭和50年5月創業 ※5月申請

令和元年												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
【B】	50	50	40	60	50	60	70	50	60	50	50	50
令和2年												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
【A】	20	30	40	60								

減少率			
1月	2月	3月	4月
60%	40%	0%	0%

⇒申請日時点での売上を計算し、国の「持続化給付金」の要件を満たす月（1月）があるため 交付“非該当”

事例③事業主Cさん 令和元年11月創業 ※6月申請

令和元年												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
											30	70

対象期間の平均売上高（令和元年11月～12月）	
【B】	50

令和2年												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
【A】	50	50	40	30	40							

減少率				
1月	2月	3月	4月	5月
0%	0%	20%	40%	20%

⇒申請日時点において、国の「持続化給付金」の要件を満たしておらず
また、減少率が30%以上50%未満の月があるため 交付“該当”

※その他要件を満たしていることが条件